

海外からの肉製品の持ち込み防止のお願い

農林水産省動物検疫所

農林水産省動物検疫所では、海外から家畜の伝染病が侵入することを防止するため、家畜から作られる肉製品などの畜産物、それらを原料に含む加工品を対象に、輸入時の検査を実施しています。

海外では多くの国で家畜の伝染病が発生していますが、特に「ASF（アフリカ豚コレラ）」は、昨年8月に中国での発生が確認されて以降、ベトナムやカンボジア、モンゴルにおいても発生が確認され、本年9月には韓国でも発生が確認されるなど、日本への侵入の危険性が増大しています。

ASFは豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病です。健康な豚がASFウイルスに感染した豚と接触することで感染するほか、ASFウイルスに汚染された肉や肉製品（ソーセージ、ハム、餃子など）を豚が食べるによっても感染します。有効なワクチンや治療法がなく、ウイルスは汚染された肉や肉製品の中で長期間感染性を保持します。これまで、日本国内での発生は確認されていませんが、日本の空港に携帯品として持込まれた豚肉製品から生きたウイルスが見つかっています。

このような状況を踏まえ、農林水産省動物検疫所では、本年4月22日以降は海外からの肉製品の違法な持ち込みへの対応を厳格化し、関係省庁と連携しながら海外からの疾病の侵入防止策を強化しています。対応の厳格化以降、これまでに、4件、7名の逮捕者を出しており、その中には留学生も含まれております。

海外からの肉製品はほとんどが持込めないことについて、日本語を学ばれている生徒の皆様への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

ASFをはじめとする家畜の伝染病が日本に侵入するのを防止するため、以下についてご注意ください。

～皆様へ～

○ASF発生国に訪問（帰国）した際には、家畜を飼育している農場などへの立ち入りは極力さけるようにお願いします。やむを得ず家畜に触れたり農場などに立ち入ったりした場合は、日本に到着した際に、空港の動物検疫所のカウンターにお立ち寄り下さい。

○海外で使用した作業着・作業靴は日本に持ち込まないでください。

○海外から肉や肉製品を日本に持ち込まないでください。なお、法令により海外からのほとんどの肉製品は日本に持ち込むことはできません。お土産や個人消費用のものについても対象となります。国際郵便や宅配便で送ることもできません。

○肉や肉製品を不正に持ち込んだ場合、違反者のパスポートの情報などがデータベース化されます。違反者は3年以下の懲役または100万円以下の罰金の対象となります。

～日本語学校で指導にあたられている皆様～

上記の内容について、日本語を学んでいる生徒に対して周知、広報していただけますようお願いいたします。また、以下のホームページや、リーフレットについてもご参考ください。

○ASFについて（農林水産省ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

○肉製品などのおみやげについて（持ち込み）（動物検疫所ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

○Animal quarantine information for travelers to Japan（動物検疫所ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>

（英語の他、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語など多言語で案内しています）

○動物検疫の輸出入検査等に係る不適切な事例（動物検疫所ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/futekisetsujirei-11.pdf>